

「二宮町税条例の一部を改正する条例」について、資料に基づき補足説明をいたします。

今回の税条例の一部改正につきましては、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策による税制上の措置に掛るものとして、2つの内容を改正するもので、一つが中小企業の設備投資支援措置の拡充と軽減期限の延長、もう一つが軽自動車税環境性能割の軽減期限の延長となります。

その前段として、資料3「新旧対照表」1ページ目の最下段までの改正につきましては、例年行われる地方税法の改正により、当町の税条例において引用している条文に条ずれ項ずれが生じているため、必要な改正を行うものです。内容は、直近では平成30年の12月議会での改正で新たに規定した再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置等の規定において、地方税法の改正のなかで課税標準の特例期間が満了となった償却資産の条文が削除等されたことにより、当町税条例で引用する条文に条ずれ項ずれが生じたため必要な整理を行っています。

新旧対照表の2ページ目が、今回の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策による税制上の措置に掛る地方税法の改正によるものとなります。

一つ目の、中小企業の設備投資支援ということで、補足資料「生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充・延長」についてです。

こちらに関しては、平成30年の6月議会での改正で、新たに規定した内容に、このような新型コロナウイルス感染症の影響を受ける状況下においても更なる投資を行なおうとする中小企業を支援するために、適用期限を延長したうえで更に適用内容を拡大するものです。内容は、表にあるとおり、現行では、機械、器具、工具、建物付属設備といったもので、生産性が向上するものについて中小企業が取得した場合、固定資産税を3年間ゼロとするものですが、右の表のとおり、対象資産に事業用の家屋と構築物を追加して、適用期間を2年間延長し令和4年度までとするものです。

なお、一番下の※のとおり特例率は町が定めることとなりますが、前回の改正でも、ゼロとしておりますので、今回も同様にゼロとさせていただくものです。減収分については国費で全額補填されます。

二つ目、補足資料「軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長」についてです。

ちなみに、先の3月議会で改正したものは、毎年車を所持していれば、課税される種別割について、環境対策で燃費の良い車については、取得した翌年度の税金について軽減するというグリーン化特例の規定を2年延長するというものでした。

今回の改正は、昨年10月から始まった、元は県税であった自動車取得税が名称変更され町税となった、取得した際に1度のみ課税される環境性能割についてということになります。

昨年の9月議会で改正した、消費税値上げ後の景気対策として、表にあるとおり、1%は非課税、2%のものについては1%へという軽減を1年間実施するとしていたものを、更に適用期間を6ヶ月延長し、令和3年3月31日までとするものです。こちら減収分は国費で全額補填されることになっています。

生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充・延長(案)

生産性革命の実現に向けた償却資産に係る固定資産税の特例措置について、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、適用対象を拡充するとともに、適用期限を2年延長する。

今回の拡充・延長による固定資産税の減収額については、全額国費で補填する。

現行制度

- 以下の設備投資が対象。
 - ・ 機械及び装置、器具及び備品、工具、建物
附属設備。
- ※旧モデル比で生産性(単位時間当たりの生産量、精度、エネルギー効率等)が年平均1%以上向上する一定のもの。
- ※中小事業者等の認定先端設備等導入計画に位置付けられたもの。

- 生産性革命・集中投資期間(平成30年度～令和2年度)に限定。

対応(案)

- 対象資産に、事業用家屋と構築物を追加。
 - ・ 事業用家屋は取得価額の合計額が300万円
以上の先端設備等とともに導入されたもの。
 - ・ 構築物は旧モデル比で生産性が年平均1%
以上向上する一定のもの。
- ※事業用家屋・構築物ともに、中小事業者等の認定先端設備等導入計画に位置付けられたもの。

- 生産性向上特別措置法の改正を前提に令和4年度までの2年間に限り延長。

※特例率は現行と同様に、3年間、ゼロ以上1/2以下で市町村の条例で定める割合。

自動車税・軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長（案）

現行制度

対象 令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した自家用乗用車（新車・中古車）

措置内容 自動車税環境性能割及び軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減

〔登録車〕

税率	臨時的軽減
非課税	非課税
1.0%	非課税
2.0%	1.0%
3.0%	2.0%

〔軽自動車〕

税率	臨時的軽減
非課税	非課税
1.0%	非課税
2.0%	1.0%

※ 環境性能割については、新車・中古車を問わず対象。

※ 免税点は50万円（中古車については、全体の約9割が非課税）。

この措置による自動車税及び軽自動車税の減収額については、地方特例交付金により全額国費で補填。

対応（案）

- 自家用乗用車（登録車及び軽自動車）を取得した場合、自動車税環境性能割及び軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置について、その適用期限を6月延長し、令和3年3月31日までに取得したものを対象とする。
- この措置による自動車税及び軽自動車税の減収額については、全額国費で補填する。